

「勾留と在宅の間の中間的な処分」(事務当局案)に対する修正案

- 1 勾留と在宅の間の中間的な処分(以下仮に「中間処分」という。)は、逮捕された被疑者又は被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合において、被疑者又は被告人が罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合であって、次のアからオまでのいずれにも該当せず、かつ、被疑者又は被告人が罪証を隠滅し又は逃亡するおそれの程度、隠滅するおそれのある罪証の内容及び性質その他の事情を考慮して相当と認めるときに限り、することができるものとする。
- ~~ア 被疑者が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。~~
- ~~イ 被疑者が前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。~~
- ~~ウ 被疑者が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。~~
- ~~エ 被疑者が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。~~
- ~~オ 被疑者の氏名又は住居が分からないとき。~~
- 2 検察官から勾留若しくは中間処分の請求を受けた裁判官又は裁判所は、検察官から中間処分の請求を受けたときは、被疑者又は被告人の陳述を聴いて、被疑者又は被告人を中間処分に付することができるものとする。
- 3 (1) 中間処分に付されている被疑者又は被告人は、遵守事項(次に掲げる事項及び(3)により定められる遵守すべき特別の事項をいう。以下同じ。)を遵守しなければならないものとする。
- ア 裁判官又は裁判所が指定する住居に居住すること。
- イ 転居、出国又は3日以上の旅(出国する場合を除く。)をするときは、あらかじめ、裁判官又は裁判所の許可を受けること。
- ~~ウ 第198条第1項本文の規定により出頭を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じること。~~
- (2) (1)アの指定及び(1)イの許可は、あらかじめ、検察官の意見を聴いてするものとする。

る。

(3) 裁判官又は裁判所は、中間処分をする場合において、必要があると認めるときは、検察官の意見を聴いて、次に掲げる事項について、被疑者又は被告人が遵守すべき特別の事項を定めることができるものとする。

ア 面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族であって裁判官又は裁判所が指定するものと接触しないこと。

イ アに掲げる者の住居、勤務先その他その通常所在する場所又はこれらの周辺の区域であって裁判官又は裁判所が指定するものに立ち入らないこと。

ウ 裁判官又は裁判所が指定する期間ごとに、裁判官又は裁判所が指定する検察庁、警察署その他の官公署に出頭すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項

(4) 中間処分の期間は、2か月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、1か月ごとにこれを更新することができるものとする。

4 (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、中間処分に付されている被疑者又は被告人について、次のアからウまでのいずれかに該当すると認めるときは、裁判官又は裁判所のあらかじめ発する引致状により、被疑者又は被告人を刑事施設その他の場所に引致することができるものとする。

~~ア 1アからウまでのいずれかに該当することが判明したとき。~~

アイ 被疑者又は被告人が遵守事項に違反したとき。

イウ 被疑者又は被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

ウエ ア及びイからウまでに掲げるもののほか、被疑者が正当な理由がなく第198条1項の規定による出頭の求めに応じないことその他の事情により、中間処分が相当でなくなったと認めるとき。

(2) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、中間処分に付されている被疑者又は被告人について、(1)のアからウまでのいずれかに該当すると認める場合であって、急速

を要し、裁判官又は裁判所の引致状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者又は被告人を刑事施設その他の場所に引致することができるものとする。この場合には、直ちに裁判官又は裁判所の引致状を求める手続をしなければならず、引致状が発せられないときは、直ちに被疑者又は被告人を釈放しなければならないものとする。

(32) (1)又は(2)の場合においては、検察官は、被疑者又は被告人に弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、48時間以内に裁判官又は裁判所に勾留を請求し、留置の必要がないと思料するときは、直ちに被疑者又は被告人を釈放しなければならないものとする。

(43) (32)による勾留の請求を受けた裁判官又は裁判所は、(1)アからウエまでのいずれかに該当するときは、被疑者又は被告人を勾留することができるものとする。

5 中間処分の理由又は中間処分の必要がなくなったときは、裁判官又は裁判所は、検察官、中間処分に付されている被疑者若しくは被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て中間処分を取り消さなければならないものとする。

6 (1) 中間処分に付された被疑者又は被告人が遵守事項に違反したときは、20万円以下の罰金に処するものとする。

(2) 中間処分に付された被疑者又は被告人が、遵守事項に違反して、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は逃亡したときは、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとする。

「身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定」修正案

1 否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項について

修正案

勾留又は保釈に係る判断に当たっては、被疑者又は被告人が被疑事実若しくは公訴事実を認める旨の供述若しくは陳述をせず、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことのみを理由として、不当に不利益な取扱いをすることとならないよう留意しなければ罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると認めてはならない。

2 身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項について

修正案

勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者の身体を拘束する必要性の程度並びにその身体を拘束することにより被告人又は被疑者が受けるおそれのある不利益の内容及び程度その他の事情を考慮して相当と認める場合に限り、その身体を拘束を継続することができる。

以上